

○総務省令第八号

放送法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六十五号）の一部の施行に伴い、並びに電波法（昭和二十五年法律第三百三十一号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、無線局免許手続規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年三月一日

総務大臣 片山 善博

無線局免許手続規則の一部を改正する省令

無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第十五条の二の二第二項中「又は第二項」を「若しくは第二項」に、「設備規則第四十九条の六の三第一項及び第四項、第四十九条の六の四第一項及び第四項若しくは第四十九条の六の五第一項及び第四項に規定する技術基準に適合する無線設備を使用する基地局であつて屋内その他の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えるおそれがない場所に設置するもの」を「施行規則第三十三条第六号(1)に規定する基地局」に改める。

第十六条第一項中「事項等」を「事項」に改める。

第二十条の二第一項第一号中「住所」の下に「並びに法人にあつては、その代表者の氏名」を加える。

第二十条の八第一項中「事項等」を「事項（特定無線局（法第二十七条の二第二号に掲げる無線局に係るものに限る。）に係る申請にあつては、次に掲げる事項（第六号に掲げる事項を除く。）及び無線設備を設置しようとする区域）」に改める。

第二十条の九中「事項」を「事項（特定無線局（法第二十七条の二第二号に掲げる無線局に係るものに限る。）に係る申請にあつては、第一号及び第二号に掲げる事項並びに無線設備の設置場所とすることができ  
る区域）」に、「無線局の免許」を「特定無線局の免許」に改める。

第二十四条の前の見出しを「（運用開始等の届出）」に改める。

第二十四条の三第一号中「住所」の下に「並びに法人にあつては、その代表者の氏名」を加え、同条を第二十四条の四とする。

第二十四条の二を第二十四条の三とし、同条の前に見出しとして「（免許後の変更等の手続）」を付する。  
第二十四条の次に次の一条を加える。

第二十四条の二 法第二十七条の六第三項前段の総務省令で定める事項は、次の事項とする。

一 包括免許人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 包括免許の番号

三 特定無線局を開設した日

四 無線設備の設置場所

五 適合表示無線設備の番号

六 無線設備の製造番号

2 法第二十七条の六第三項前段の規定による届出は、別表第五号の五の二の様式により行うものとする。

3 法第二十七条の六第三項後段の規定による変更の届出は、その理由を添えて行うものとする。

第二十四条の四の次に次の一条を加える。

第二十四条の五 法第二十七条の六第三項後段の規定による特定無線局の廃止の届出は、次に掲げる事項を

記載した文書を総務大臣又は総合通信局長に提出して行うものとする。

一 包括免許人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 包括免許の番号

三 廃止した年月日

四 適合表示無線設備の番号

五 無線設備の製造番号

六 包括免許に係る全ての特定無線局を廃止したときは、その旨

第二十九条第一項中「事項等」を「事項」に改める。

第三十条第一号中「住所」の下に「並びに法人にあつては、その代表者の氏名」を加える。

第三十一条の二第一項第四号中「製造番号」の下に「包括免許に係る特定無線局（法第二十七条の二第二号に掲げる無線局に係るものに限る。）又は」を加える。

第三十一条の三中「（第一項第四号の規定を除く。）」を削る。

第三十二条中「の各号」を削り、同条第十三号中「第二十四条の二」を「第二十四条の三」に、同条第十四号中「第二十四条の三」を「第二十四条の四」に改める。

1	特定無線	2	最大運用	3	包括免許	4	包括免許
---	------	---	------	---	------	---	------

別表第一号の三中

局の種類別	数	の番号	の年月日	備考

を

1	特定無線局の種類別	
2	包括免許の番号	
3	包括免許の年月日	
4	備考	

に改め、同表注5を次

のように定める。

5 1の欄から3の欄までの記載は、次によること。

- (1) 1の欄は、第2条第1項に掲げる無線局の種類別を記載すること。
- (2) 2の欄及び3の欄は、再免許の申請の場合に限り、現に免許を受けている特定無線局について記

載すること。

別表第二号の四の1中

1 申請（届出）の区分	<input type="checkbox"/> 開設 <input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 再免許	2 無線局の種類 別コード	3 包括免許の 番号	4 欠格事由	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/>
-------------	---	------------------	---------------	--------	---

5 最大運用数	
---------	--

1 申請（届出）の区分	<input type="checkbox"/> 開設 <input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 再免許	2 無線局の 種別コード	3 包括免許の 番号	6 無線設備を設置しようとする 区域	基本コード
5 最大運用数					

4 欠格事由	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
「 」 付加コード 「 」	

「6 開設」や「7 開設」及び「8 申請」や「8  
 申請」及び「9 包括免許」及び「9 包括免許」及び「10」及び「10」及び「11」及び「11」及び「12」及び  
 「13」及び「13」及び「14」及び「14」及び「15」及び「15」及び「16」及び「16」及び「17」及び「17」及び「18」  
 及び「18」及び「19」並びに「2枚目」及び「2枚目（特定無線局（法第27条の2第1号に掲げる  
 無線局に係るものに限る。）に限る。）及び「19」及び「20」及び「20」及び「21」並びに「21」及び「21」

」を「22」並びに「22」を「23」並びに「23」を「24」並びに「24」を「25」並びに「25」を「26」並びに「26」を「27」並びに「27」を「28」並びに「28」を「29」に改め、同表の4中「29」を「30」並びに「30」を「31」に改め、同表の5中「31」を「32」並びに「32」を「33」に改め、同表注1の表を次のように改める。

区 別	記 載 す る 欄	備 考
1 免許の申請の場合	1 2 4 5 6 7 8 11	
	13 14 15 16 17 18 19 20	
	21 22 23 24 25 26 27 28	
	29 30 31 32 33	
2 変更の申請又は届出を行う場合	1 2 3 5 6 7 8 9	(注1) 21の欄に変更がある場合に限る。
	10 20 (注1) 22 (注2) 30 (注3) 32 (注4)	(注2) 23の欄から29の欄までに変更がある場合に限る。 (注3) 31の欄に変更がある場合に限る。 (注4) 33の欄に変更がある場合に限る。
	当該変更に係る記載欄	

3 再免許の 申請の場合	1	2	3	4	5	6	7	8	
	9	10	11	16	17	21			

別表第二号の四注7中「5の欄は」の次に「、特許補償部（法第27条の2第1号に掲げる無線電波に係るものに限る。）に係る申請の場合に限り」を加え、同表注31を同表注32とし、同表注30中「32の欄」を「33の欄」に、同注(1)中「注29(1)」を「注30(1)」に改め、同注を同表注31とし、同表注29中「30の欄」を「31の欄」に改め、同注を同表注30とし、同表注28中「28の欄」を「29の欄」に改め、同注を同表注29とし、同表注27中「27の欄」を「28の欄」に改め、同注を同表注28とし、同表注26中「26の欄」を「27の欄」に改め、同注を同表注27とし、同表注25中「25の欄」を「26の欄」に改め、同注を同表注26とし、同表注24中「24の欄」を「25の欄」に改め、同注を同表注25とし、同表注23中「23の欄」を「24の欄」に改め、同注を同表注24とし、同表注22中「22の欄」を「23の欄」に改め、同注を同表注23とし、同表注21中「20の欄」を「21の欄」に改め、同注を同表注22とし、同表注20中「19、21、29及び31の欄」を「20、22、30及び32の欄」に改め、同注を同表注21とし、同表注19中「18の欄」を「19の欄」に改め、同注中(6)を(7)とし、同注(5)の次に次のように加える。



(6) 特定無線局（法第27条の2第2号に掲げる無線局に係るものに限る。）に係る申請の場合は、屋内その他の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えるおそれがない場所への設置及びその無線設備の施行規則第21条の3への適合について、具体的な設置場所及び同条への適合の確保の方法を記載すること。

別表第二号の四注19を同表注20とし、同表注18中「17の欄」を「18の欄」に改め、同注を同表注19とし、同表注17中「16の欄」を「17の欄」に、「注9」を「注10」に改め、同注を同表注18とし、同表注16中「15の欄」を「16の欄」に改め、同注を同表注17とし、同表注15中「14の欄」を「15の欄」に改め、同注を同表注16とし、同表注14中「13の欄」を「14の欄」に改め、同注を同表注15とし、同表注13中「12の欄」を「13の欄」に、「注10」を「注11」に改め、同注を同表注14とし、同表注12中「10の欄」を「11の欄」に改め、同注を同表注13とし、同表注11中「9の欄」を「10の欄」に、「注10」を「注11」に改め、同注を同表注12とし、同表注10中「8の欄」を「9の欄」に改め、同注を同表注11とし、同表注9中「7の欄」を「8の欄」に改め、同注を同表注10とし、同表注8中「6の欄」を「7の欄」に改め、同注を同表注9とし、同表注7の次に次のように加える。

8 6の欄は、特定無線局（法第27条の2第2号に掲げる無線局に係るものに限る。）に係る申請の場合に限り、当該申請に係る全ての無線設備を設置しようとする区域をコード表により該当するコードを記載すること。

別表第五号の五を次のように定める。

別表第五号の五 包括免許に係る免許状の様式（第21条の2関係）

第1 特定無線局（法第27条の2第1号に掲げる無線局に係るものに限る。）

特定無線局免許状			
包括免許人の氏名又は名称			
包括免許人の住所			
特定無線局の種類別			
特定無線局の目的		包括免許の番号	
包括免許の年月日		包括免許の有効期間	
指定無線局数		運用開始の期限	

→ ..... 入力欄

通 信 の 相 手 方	
包 括 免 許 人 の 事 務 所	
電波の型式、周波数及び空中線電力	
備 考	

法律に別段の定めがある場合を除くほか、この無線局の無線設備を使用し、特定の相手方に対して行われる無線通信を傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用してはならない。

年 月 日

(何) 総合通信局長(注) ㊟

305ミリ

←----- 216ミリメートル ----->

注 沖縄県の区域においては、沖縄総合通信事務所長とする。

第2 特定無線局 (法第27条の2第2号に掲げる無線局に係るものに限る。)

特 定 無 線 局 免 許 状
-----------------

----->

包括免許人の氏名又は名称		
包括免許人の住所		
特定無線局の種類別		
特定無線局の目的	包括免許の番号	
包括免許の年月日	包括免許の有効期間	
無線設備の設置場所と することができる区域	運用開始の期限	
通信の相手方		
包括免許人の事務所		
電波の型式、周波数及び空中線電力		
備 考		

法律に別段の定めがある場合を除くほか、この無線局の無線設備を使用し、特定の相手方に対して行われる無線通信を傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用してはな

らない。

年 月 日

(何) 総合通信局長(注) (印)

←----- 216ミリメートル ----->

注 沖縄県の区域においては、沖縄総合通信事務所長とする。

別表第五号の五の次に次の一表を加える。

別表第五号の五の二 包括免許 (法第27条の2第2号に掲げる無線局に係るものに限る。) に係る無線局の

開設届出書の様式 (第24条の2関係)

包括免許に係る無線局の開設届出書

年 月 日

(何) 総合通信局長 (注1) 殿

届出者 (注2)

ふ り が な  
住 所  
ふ り が な

氏名又は名称

⑩

電波法第27条の6第3項の規定により、包括して免許を受けている無線局に関して、下記のとおり  
長 開設したので、届け出ます。

記

辺

1	包括免許の番号	
2	特定無線局を開設した日	
3	無線設備の設置場所	コード [            ]
4	適合表示無線設備の番号	
5	無線設備の製造番号	
6	備考	

短 辺 (日本工業規格 A 列 4 番)

注 1 沖縄県の区域においては、沖縄総合通信事務所長とする。

2 届出者欄の記載は、次によること。

(1) 住所については、包括免許人の住所を記載すること。

(2) 氏名又は名称は、包括免許人の氏名又は名称を記載し、氏名を自筆で記入したときは、押印を省略できる。

(3) 代理人による届出の場合は、届出者に関する必要事項を記載するほか、これに準じて当該代理人に関する必要事項を記載するとともに、当該代理人の電話番号を付記すること。

3 1 の欄は、現に包括免許を受けている番号を記載すること。

4 2 の欄は、当該届出に係る特定無線局を開設した期日を「平成23年 3 月 1 日」の場合は「H23. 3. 1」のように記載すること。

5 3 の欄は、次によること。

- (1) 当該届出に係る特定無線局の無線設備の設置場所を「何県何市何町〇—〇—〇」のように記載することとし、空中線の位置の経度及び緯度の記載は要しない。
  - (2) 都道府県コードを記載したときは、都道府県及び市区町村名の記載は要しない。
- 6 4の欄は、適合表示無線設備の番号を記載すること。一の特定無線局について複数の無線設備を有する場合にあつては、「ABC89001～ABC89010」又は「ABC89001、ABC89002」のように記載すること。
  - 7 5の欄は、特定無線局の無線設備の製造番号を記載すること。一の特定無線局について複数の無線設備を有する場合にあつては、「ABC89001～ABC89010」又は「ABC89001、ABC89002」のように記載すること。
  - 8 6の欄は、次によること。
    - (1) 屋内その他の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えるおそれがない場所に設置した場合にあつては、「屋内等に設置。」と記載すること。
    - (2) 施行規則第21条の3に適合するものにあつては、「電波の強度に対する安全施設に適合。」と記載すること。



(3) 当該届出に係る連絡先として、法人にあつては、その連絡先の名称並びに担当責任者の氏名及び電話番号その他必要な連絡先を記載すること。

9 該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に記載すること。

別表第九号中「製造番号（）」の次に「特定無線局（法第27条の2第2号に掲げる無線局に係るものに限る。）又は」を加える。

## 附 則

### (施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

### (経過措置)

2 この省令による改正前の様式又は書式により調製した用紙は、この省令の施行後においても当分の間、使用することができる。